

別表① 法人町民税の法人税割及び均等割の税率(坂城町)

◎ 法人税割の税率 **8.2%** (令和元年10月1日以降に開始する事業年度から適用)

◎ 均等割の税額 (平成20年4月1日以後に開始する事業年度から適用)

法人等の区分	均等割額 (年額)
1、次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び第294条第7項に規定する公益法人等のうち、第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人及び一般財団法人 エ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの オ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下のもの	50,000円
2、資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	120,000円
3、資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	130,000円
4、資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	150,000円
5、資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	160,000円
6、資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	400,000円
7、資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	410,000円
8、資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	1,750,000円
9、資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	3,000,000円